



東京都における  
在宅人工呼吸器使用難病患者  
訪問看護事業の御案内

発行元  
東京都保健医療局保健政策部疾病対策課  
郵便番号 163-8001  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
第一本庁舎29階南側  
電話 03-5320-4477  
<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/service/index.html>

東京都における  
在宅人工呼吸器使用難病患者  
訪問看護事業の御案内



東京都では在宅で人工呼吸器を使用する難病患者さんに対して法定内（診療報酬）を超えた訪問看護について、事業を実施しています。

**対象者**

都内にお住まいで、難病医療費助成対象疾病に罹患し、その疾病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用し、医師が1日複数回の訪問看護を必要と認めた方



## 実施方法

患者さんまたはご家族等からの申請に基づき実施します。  
申請書はお住まいの地域を管轄する保健所等でお渡しします。  
本事業における訪問看護費用の患者自己負担はありません。

## 申請方法

下記の必要書類を揃えて、お住いの地域を管轄する保健所等へ御提出ください。

(必要書類)

- ・在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業申請書
- ・本事業に利用する訪問看護ステーション等に対する主治医の訪問看護指示書の写し
- ・本事業に利用する訪問看護ステーション等の訪問看護計画書の写し
- ・難病医療費助成臨床調査個人票（特定医療費（指定難病）受給者証又はマル都医療券（難病）をお持ちの方はそちらの写しをご提出ください。）

## 訪問看護事業開始

必要書類を御提出いただいた月の翌月から開始いたします。

## 料金（訪問看護ステーション等への支払）

東京都と訪問看護ステーション等が委託契約を取り交わし、医療保険で定められた回数を超えて実施した訪問看護に対し、東京都から下記の料金をお支払いいたします。

区分	費用の額
訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護	1回につき、8,450円
訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護	1回につき、7,950円
保険医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護	1回につき、5,550円
保険医療機関が行う准看護師による訪問看護	1回につき、5,050円
主治医の訪問看護指示料（同一の対象者について、同一の訪問看護ステーション等に対して行われる指示に係るもの）	1月1回に限り、3,000円

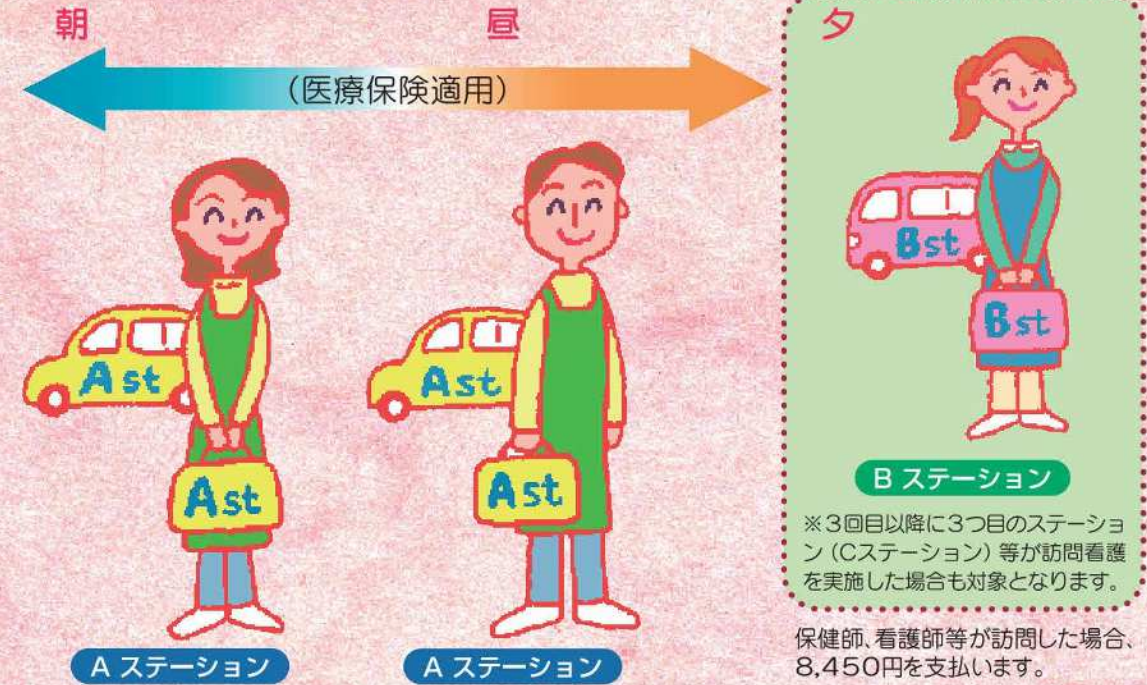
特例（1つの訪問看護ステーションが同一の患者さんに対し1日3回目の訪問看護を行った場合）

区分	費用の額
保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による法定内訪問看護	2,500円
准看護師による法定内訪問看護	2,000円

## 具体例

**パターン1**（2つ以上の訪問看護ステーション等を利用）

2つの訪問看護ステーションが、1日に3回以上の訪問看護を実施した場合。



**特例：パターン2**

1つの訪問看護ステーションが1日に3回以上の訪問看護を実施した場合。



- 点線で囲った部分を1回とし、1週間について5回を限度とします。ただし、患者さんの病状等により年間260回の範囲内で週5回を超えて行うことができます。
- 主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書は、毎月必要となります。